

# 燻蒸作業に係る措置

(今回の改正により、規制対象にホルムアルデヒドが追加されました。)

(特化則第5条及び第38条の14)

## 規制対象となる物質と含有率

シアン化水素	重量の1%を超えて含有する製剤その他の物
臭化メチル	重量の1%を超えて含有する製剤その他
ホルムアルデヒド	重量の1%を超えて含有する製剤その他 <b>新規</b>

## 共通的な措置

ホルムアルデヒドについては、平成21年4月1日より適用

燻蒸作業の種類に関係なく、以下の措置を講じなければなりません。

- ①臭化メチル等の濃度の測定は、燻蒸する場所の外から行うことができるようにすること。
- ②投薬は、燻蒸しようとする場所の外から行うこと。(※1)
- ③燻蒸中の場所からの臭化メチル等の漏洩の有無を点検すること。
- ④③の点検で異常を認めた場合には、目張りの補修等の措置を講じること。
- ⑤燻蒸中の場所には、労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を表示すること。(※2)
- ⑥燻蒸中のとびら等を開放するときは、風向を確認する等の措置を講じること。

※1、※2には、例外規定あり。

※1: 所定の呼吸用保護具の使用 ※2: 所定の呼吸用保護具の使用+監視人の配置

## 燻蒸作業の種類に応じた措置

ホルムアルデヒド及び新規事項については、平成21年4月1日より適用

燻蒸作業の種類に応じて、それぞれ所定の措置を講じなければなりません。

- ①倉庫燻蒸作業、コンテナ燻蒸作業に係る措置
- ②天幕燻蒸作業に係る措置
- ③サイロ燻蒸作業に係る措置
- ④はしけ燻蒸作業に係る措置
- ⑤本船燻蒸作業に係る措置

①、④、⑤については、燻蒸した場所又は隣接する居室等に燻蒸後初めて労働者を立ち入らせる場合には、燻蒸した場所の濃度を測定しなければならず(外部から測定)、測定の結果、濃度が基準値を超える時は、労働者を立ち入らせてはいけません。

ただし、基準値以下とすることが著しく困難であって当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させ、かつ、監視人を置いたときは立ち入らせることができます。

**新規**

<濃度基準値>

(現行)

(改正後)

○シアン化水素

11mg/m<sup>3</sup>(10ppm) →

3mg/m<sup>3</sup>(3ppm)

○臭化メチル

60mg/m<sup>3</sup>(15ppm) →

4mg/m<sup>3</sup>(1ppm)

○ホルムアルデヒド

0.1mg/m<sup>3</sup>(0.1ppm)

**新規**

測定は、検知管等による簡易な測定方法で可。